

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇規 則

鳥取県景観形成条例の一部の施行期日を定める規則(全
県公園化・景観形成推進室)

◇告 示

鳥取県景観形成条例施行規則(〃)
鳥取県大規模行為景観形成基準(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県景観形成条例施行規則

一 趣旨(第一条関係)

この規則は、鳥取県景観形成条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする事とした。

二 特定行為に係る工作物(第二条関係)

特定行為に係る工作物は、次に掲げるものとする事とした。

- (一) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (二) 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの

三 大規模行為の規模(第三条関係)

1 建築物等の新築等に係る大規模行為の規模は、次に掲げる区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする事とした。

- (一) 建築物 高さ十三メートル又は建築面積千平方メートル(商業系又は工業系の用途地域にあっては、高さ二十メートル又は建築面積千五百平方メートル)
- (二) 工作物
 - イ ロ及びハに掲げるもの以外の工作物 高さ十三メートル

- (三) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (四) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (五) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (六) 鉄柱、木柱その他これらに類するもの(七の支持物を除く。)

(七) 電線、索道用架線その他これらに類するもの(それらの支持物を含む。)

- (八) 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
- (九) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの

- (十) 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (十一) 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの

(十二) 塀、さく、垣、擁壁その他これらに類するもの(生け垣を除く。)

ル（建築物に付設される工作物にあっては、高さ五メートル、かつ、その上端の地盤面からの高さ十三メートル）又は築造面積千平方メートル

ロ 電線、索道用架線等 高さ二十メートル

ハ 塀、さく、垣、擁壁等 高さ三メートル

2 屋外における物品の集積又は貯蔵に係る大規模行為の規模は、高さ五メートル又は面積千平方メートルとすることとした。

3 鉱物の掘採又は土石の採取及び土地の区画形質の変更に係る大規模行為の面積の規模は、一万平方メートルとすることとした。

4 鉱物の掘採又は土石の採取及び土地の区画形質の変更に係る大規模行為の高さ及び長さの規模は、それぞれ五メートル及び十メートルとすることとした。

四 景観形成地域の指定予定の公告（第四条関係）

景観形成地域の指定予定の公告は、次に掲げる事項について行うこととした。

(一) 景観形成地域の名称

(二) 景観形成地域の区域

(三) 指定案の縦覧場所

五 公聴会（第五条（第七条関係））

1 知事は、景観形成地域の指定に係る公聴会を開催しようとするときは、その開催の日の三週間前までに、公聴会の日時

及び場所、公聴案件その他必要な事項を公告するものとする
こととした。

2 公聴会に出席して公聴案件について意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の十日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならないこととした。

3 知事は、2により書面を提出した者及び公聴案件について意見を聴く必要があると認める者のうちから、公述人を選定し、その旨を公述人に通知するものとする事とした。

4 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長となって主宰することとした。

5 公聴会においては、議長が許可した者でなければ発言することができないこととした。

6 公述人の発言は、公聴案件の範囲を超えてはならないこととした。

7 公述人が6の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができるとした。

8 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができるとした。

9 議長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印

しなければならぬこととした。

10 議長は、公聴会の結果について、9により作成した記録を添えて知事に報告しなければならないこととした。

六 読替規定等（第八条関係）

景観形成地域の指定の解除等の手続きに係る技術的読替えについて定めることとした。

七 特定行為の届出（第九条関係）

特定行為の届出に係る届出書の様式及び添付書類を定めるととした。

八 特定行為に係る適用除外行為等（第十条～第十二条関係）

1 法令又は他の条例に基づく許認可等を要する特定行為のうち届出を要しないものは、次に掲げるものとすることとした。

(一) 自然公園法関係

国立公園及び国定公園内における工作物の新築等の許可等に係る行為

(二) 鳥取県立自然公園条例関係

県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可に係る行為

(三) 鳥取県自然環境保全条例関係

県自然環境保全地域内における建築物等の新築等の許可等に係る行為

(四) 森林法関係

保健保安林及び風致保安林内における立木の伐採等の許可に係る行為

(五) 都市公園法関係

都市公園内における公園施設の設置の許可、工作物等の占用の許可に係る行為

(六) 鳥取県屋外広告物条例関係

屋外広告物の制限区域内における広告板の設置の許可及び設置方法等の変更の許可に係る行為

(七) 風致地区内における建築物等の規制に関する条例関係

風致地区内における建築物等の新築等の許可に係る行為

(八) 文化財保護法関係

国指定文化財の現状変更等の許可、修理の届出等に係る行為

(九) 鳥取県文化財保護条例関係

県指定文化財の現状変更等の許可及び修理の届出に係る行為

2 特定行為についての届出を要しない公共的団体は、次に掲

げる団体とすることとした。

(一) 日本道路公団

(二) 森林開発公団

(三) 地域振興整備公団

(四) 日本鉄道建設公団

(五) 農用地整備公団

- (六) 労働福祉事業団
- (七) 雇用促進事業団
- (八) 簡易保険福祉事業団
- (九) 日本下水道事業団
- (十) 日本国有鉄道清算事業団
- (十一) 鳥取県住宅供給公社
- (十二) 土地改良区
- (十三) 土地区画整理組合
- (十四) 土地開発公社

3 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為のうち特定行為についての届出を要しないものは、次に掲げるものとする。ととした。

(一) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下のもの（新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが五メートルを超えるものとなる場合を除く。）

(二) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築又は移転（増築後又は改築後において、その高さ又は面積がそれぞれに規定する高さ又は面積を超えるものとなる場合における増築又は改築を除く。）

イ 煙突、広告塔、電波塔、高架水槽、彫像、鉄柱等で、高さが五メートル以下（建築物に付設される工作物にあつては、高さが一メートル以下又はその上端の地盤面か

らの高さが五メートル以下）のもの

ロ 電線、索道用架線等で、高さ（建築物に付設される工作物にあつては、その上端の地盤面からの高さ。ハにおいて同じ。）が十三メートル以下のもの

ハ 観覧車、コンクリートプラント、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等で、高さが五メートル以下、かつ、築造面積が十平方メートル以下のもの

ニ 塚、さく、垣、擁壁等で、高さが一・五メートル以下のもの

(三) 設置期間が九十日を超えない仮設の建築物等の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

(四) 建築物等の改築で、その外観の変更を伴わないもの

(五) 建築物等の外観の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの

(六) 木竹の伐採で、次に掲げるもの

イ 農業又は林業を営むために行われるもの（宅地又は農地の開発のためのものを除く。）

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 宅地の木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ヘ 高さが十メートル以下の木竹の伐採で、伐採面積が五

百平方メートル以下のもの

(七) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次に掲げるもの

イ 高さが一・五メートル以下で、面積が百平方メートル以下のもの

ロ 外部から見通すことができない場所で行われるもの

ハ 期間が九十日を超えないもの

(八) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為に係る部分の面積が五百平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートルを超える法面又は擁壁を生じないもの

(九) 土地の区画形質の変更で、次に掲げるもの

イ 当該変更に係る部分の面積が五百平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートルを超える法面又は擁壁を生じないもの

ロ 農業又は林業を営むために行われるもの（宅地又は農地の開発のためのものを除く。）

(十) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として緊急に行う必要のある行為

九 応急措置として行った特定行為の報告（第十三条関係）

非常災害のために必要な応急措置として行う特定行為の報告の報告書の様式を定めることとした。

十 特定行為についての指導（第十四条関係）

1 特定行為についての指導は、その趣旨及び講ずべき措置の内容を明示した文書により行うものとする。こととした。

2 知事は、特定行為の届出を受けた場合において、特定行為

についての指導を行う必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から起算して五十日以内にこれを行うものとする。こととした。

3 知事は、特定行為の届出を受けた場合において、特定行為についての指導を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対し、2の期間内にその旨を文書により通知するものとする。こととした。

4 知事は、やむを得ない理由により2の期間内に特定行為についての指導を行うことができないときは、その理由が存する間、2の期間を延長することができる。こととした。この場合において、知事は、当該届出をした者に対し、2の期間内にその旨及びその理由を文書により通知するものとする。こととした。

十一 特定行為についての勧告（第十五条関係）

特定行為についての指導に従わない者に対する勧告は、その趣旨及び講ずべき措置の内容を明示した文書により行うものとする。こととした。

十二 特定行為に係る聴聞（第十六条、第十九条関係）

1 知事は、勧告に係る聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日の一週間前までに、聴聞の日時、場所その他必要な事項を被聴聞者に通知するものとする。こととした。

2 被聴聞者は、あらかじめ知事に届け出て、聴聞に代理人を

出席させることができることとした。

3 被聴聞者又はその代理人は、あらかじめ知事の許可を受けて、聴聞に補佐人を出席させることができることとした。

4 被聴聞者は、あらかじめ知事に届け出て、聴聞に証人又は参考人を出席させることができることとした。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、証人及び参考人の数を制限することができることとした。

5 聴聞は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長となって主宰することとした。

6 聴聞は、口述審問により、非公開で行うこととした。

7 聴聞においては、議長が許可した者でなければ発言することができないこととした。

8 議長は、聴聞の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができることとした。

9 議長は、聴聞の終了後速やかに、聴聞の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印しなければならぬこととした。

10 議長は、聴聞の結果について、9により作成した記録を添えて知事に報告しなければならないこととした。

十三 特定行為に係る公表(第二十条関係)

特定行為についての勧告に従わなかった旨の公表は、次に掲げる事項について行うこととした。

(一) 勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(二) 勧告に係る特定行為の場所及び内容

(三) 勧告した措置の内容

十四 大規模行為の届出(第二十一条関係)

大規模行為の届出及び内容の変更の届出等については、七を準用することとした。

十五 大規模行為に係る適用除外行為(第二十二条、第二十三条関係)

1 法令又は他の条例に基づく許認可等を要する大規模行為で届出を要しないものは、八に掲げるものとする。こととした。

2 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為のうち大規模行為の届出を要しないものは、次に掲げるものとする。こととした。

(一) 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下のもの

(二) 設置期間が九十日を超えない仮設の建築物等の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

(三) 建築物等の改築で、外観の変更を伴わないもの

(四) 建築物等の外観の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの

(五) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次に掲げるもの
イ 漁港法関係

口 養殖用作業施設、荷さばき所等において行われるもの
港湾法関係

荷さばき地、野積場等において行われるもの

ハ 都市計画法関係

工業地域又は工業専用地域において行われるもの

ニ 外部から見通すことができない場所で行われるもの

ホ 期間が九十日を超えないもの

（六）法令又はこれに基づく処分による義務の履行として緊急
に行う必要のある行為

十六 応急措置として行った大規模行為の報告（第二十四条関
係）

非常災害のために必要な応急措置として行う大規模行為の報
告については、九を準用することとした。

十七 大規模行為についての指導（第二十五条関係）

大規模行為についての指導については、十を準用することと
した。

十八 大規模行為についての勧告（第二十六条関係）

大規模行為についての指導に従わない者に対する勧告につい
ては、十一を準用することとした。

十九 大規模行為に係る聴聞（第二十七条関係）

大規模行為についての勧告に係る聴聞については、十二を準
用することとした。

二十 大規模行為に係る公表（第二十八条関係）

大規模行為についての勧告に従わなかった者の公表について
は、十三を準用することとした。

二十一 既存の建築物等の所有者に対する要請（第二十九条関係）
既存の建築物等の所有者に対する必要な措置の要請は、その
趣旨及び内容を明示した文書により行うものとするることとし
た。

二十二 書類の提出部数等（第三十条関係）

条例の規定により知事に提出する届出書又は報告書について
は、正本一部及び写し二部を、当該届出又は報告に係る特定行
為又は大規模行為の場所を管轄する市町村長を経由して提出し
なければならないこととした。

二十三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県景観形成条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県景観形成条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県景観形成条例(平成五年三月鳥取県条例第三号)第十五条の規定の施行期日は、平成五年十月一日とする。

鳥取県景観形成条例施行規則をここに公布する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県景観形成条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県景観形成条例(平成五年三月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(特定行為に係る工作物)

第二条 条例第三条第四項第一号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 二 広告塔、広告板、裝飾塔その他これらに類するもの
- 三 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- 四 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

五 彫像、記念碑その他これらに類するもの

六 鉄柱、木柱その他これらに類するもの(次号に規定する支持物を除く。)

七 電線、索道用架線その他これらに類するもの(それらの支持物を含む。)

八 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの

九 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの

十 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設

十一 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの

十二 塀、さく、垣、擁壁その他これらに類するもの(生け垣を除く。)(大規模行為の規模)

(大規模行為の規模)

第三条 条例第三条第五項第一号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 建築物 高さ十三メートル又は建築面積千平方メートル(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に設置される建築物にあっては、高さ二十メートル又は建築面積千五百平方メートル)

二 工作物

イ 第二条第一号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる工作物 高さ十三メートル(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、高さ五メートル、かつ、その上端の地盤面からの

高さ十三メートル)又は築造面積千平方メートル

ロ 第二条第七号に掲げる工作物 高さ二十メートル

ハ 第二条第十二号に掲げる工作物 高さ三メートル

2 条例第三条第五項第二号の規則で定める規模は、高さ五メートル又は面積千平方メートルとする。

3 条例第三条第五項第三号及び第四号の規則で定める面積の規模は、一万平方メートルとする。

4 条例第三条第五項第三号及び第四号の規則で定める高さ及び長さの規模は、それぞれ五メートル及び十メートルとする。

(景観形成地域の指定予定の公告)

第四条 条例第十条第二項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 景観形成地域の名称

二 景観形成地域の区域

三 指定案の縦覧場所

(公聴会)

第五条 知事は、条例第十条第四項の規定により公聴会を開催しようとするときは、その開催の日の三週間前までに、公聴会の日時及び場所、公聴会において意見を聴こうとする案件(以下「公聴案件」という。)その他必要な事項を公告するものとする。

2 公聴会に出席して公聴案件について意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の十日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により書面を提出した者及び公聴案件について意

見を聴く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)を選定し、その旨を公述人に通知するものとする。

第六条 公聴会は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長となつて主宰する。

2 公聴会においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。

3 公述人の発言は、公聴案件の範囲を超えてはならない。

4 公述人が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

5 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

第七条 議長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印しなければならない。

2 議長は、公聴会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて知事に報告しなければならない。

(読替規定等)

第八条 条例第十条第七項の規則で定める技術的読替は、次の表の各号に掲げる区分に依じ、当該各号の表のとおりとする。

一 景観形成地域の指定の解除及び景観形成地域基本計画の廃止

二 景観形成地域の区域の変更（次号に掲げるものを除く。）

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	聴いて、その区域及び景観形成地域基本計画の案（以下「指定案」という。）を作成するものとする。	聴くものとする。
第十条第五項	その旨並びにその区域及び景観形成地域基本計画	その旨

三 景観形成地域の区域の変更のうちその区域の拡張に係るもの

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	聴いて、その区域及び景観形成地域基本計画の案（以下「指定案」という。）を作成するものとする。	聴くものとする。
第十条第五項	並びにその区域及び景観形成地域基本計画	及び変更に係る区域

四 景観形成地域基本計画の変更（次号に掲げるものを除く。）

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	その区域及び景観形成地域基本計画の案（以下「指定案」という。）	その区域の変更の案（以下「変更案」という。）
第十条第二項	指定案	変更案
第十条第三項	その区域	拡張により新たに編入される区域
第十条第四項	指定案	変更案
第十条第五項	並びにその区域及び景観形成地域基本計画	、変更に係る区域及び当該区域に係る景観形成地域基本計画
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	聴いて、その区域及び景観形成地域基本計画の案（以下「指定案」という。）を作成するものとする。	聴くものとする。

五 景観形成地域基本計画の変更のうち特定行為景観形成基準の変更を伴うもの

第十条第五項	並びにその区域及び景観形成地域基本計画	及び景観形成地域基本計画の変更の内容
--------	---------------------	--------------------

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	その区域及び景観形成地域基本計画の案(以下「指定案」という。)	景観形成地域基本計画の変更の案(以下「変更案」という。)
第十条第二項	指定案	変更案
第十条第三項	その区域	当該景観形成地域基本計画に係る景観形成地域の区域
指定案	指定案	変更案
指定案	指定案	変更案
第十条第四項	並びにその区域及び景観形成地域基本計画	及び景観形成地域基本計画の変更の内容
第十条第五項	並びにその区域及び景観形成地域基本計画	及び景観形成地域基本計画の変更の内容

2 条例第十条第七項において準用する同条第二項の規定による公告については、第四条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「区域」とあるのは「区域(景観形成地域の区域を変更しようとする場合

にあつては、変更に係る区域」と、同条第三号中「指定案」とあるのは「変更案」と読み替えるものとする。

3 条例第十条第七項において準用する同条第四項の規定による公聴会については、第五条から第七条までの規定を準用する。

(特定行為の届出)

第九条 条例第十一条第一項又は第三項の規定による届出(以下「特定行為の届出」という。)は、様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、別表に定める書類を添付しなければならない。

(特定行為に係る適用除外行為等)

第十条 条例第十二条第一項第一号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十四条第三項又は第十五条第三項の規定により認可を受けて行う行為、同法第十七条第三項、第十八条第三項又は第十八条の二第三項の規定により許可を受けて行う行為及び同法第二十条第一項の規定により届け出て行う行為
- 二 鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第七条第三項の規定により許可を受けて行う行為
- 三 鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十六条第四項の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第十八条第一項の規定により届け出て行う行為
- 四 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を受けて行う行為(同法第二十五条第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定された保安林に

おいて行われるものに限る。)

五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の規定により許可を受けて行う行為

六 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)

第三条第一項又は第四条第一項の規定により許可を受けて行う行為

七 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三月

鳥取県条例第十一号)第二条第一項の規定により許可を受けて行う行為

八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十三条第一項

又は第八十条第一項の規定により許可を受けて行う行為及び同法第四

十三条の二第一項、第五十六条の十三第一項又は第八十条の三第一項

の規定により届け出て行う行為

九 鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)

第十四条第一項又は第三十四条第一項の規定により許可を受けて行う

行為及び同条例第十五条第一項(同条例第三十五条において準用する

場合を含む。)の規定により届け出て行う行為

第十一条 条例第十二条第一項第二号の規則で定める公共的団体は、次の

各号に掲げる団体とする。

一 日本道路公団

二 森林開発公団

三 地域振興整備公団

四 日本鉄道建設公団

五 農用地整備公団

六 労働福祉事業団

七 雇用促進事業団

八 簡易保険福祉事業団

九 日本下水道事業団

十 日本国有鉄道清算事業団

十一 鳥取県住宅供給公社

十二 土地改良区

十三 土地区画整理組合

十四 土地開発公社

第十二条 条例第十二条第一項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下のもの(新築後、増築後又は改築後にお

いて、その建築物の高さが五メートルを超えるものとなる場合にお

ける新築、改築又は増築を除く。)

二 次に掲げる工作物の新築、増築、改築又は移転(増築後又は改築後

において、その高さ又は面積がそれぞれに規定する高さ又は面積を超

えるものとなる場合における増築又は改築を除く。)

イ 第二条第一号から第六号までに掲げる工作物で、高さが五メー

トル以下(建築物と一体となつて設置される工作物にあつては、高さ

が一メートル以下又はその上端の地盤面からの高さが五メートル以

下)のもの

ロ 第二条第七号に掲げる工作物で、高さ(建築物と一体となつて設

置される工作物にあつては、その上端の地盤面からの高さ。ハにお

いて同じ。)が十三メートル以下のもの

- ハ 第二条第八号から第十一号までに掲げる工作物で、高さが五メートル以下、かつ、築造面積が十平方メートル以下のもの
- ニ 第二条第十二号に掲げる工作物で、高さが一・五メートル以下のもの
- 三 設置期間が九十日を超えない仮設の建築物等の新築、改築、増築、移転又は外観の変更
- 四 建築物等の改築で、その外観の変更を伴わないもの
- 五 建築物等の外観の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの
- 六 木竹の伐採で、次に掲げるもの
 - イ 農業又は林業を営むために行われるもの（宅地又は農地の開発のためのものを除く。）
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 宅地の木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守となる木竹の伐採
 - ヘ 高さが十メートル以下の木竹の伐採で、伐採面積が五百平方メートル以下のもの
- 七 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次に掲げるもの
 - イ 集積又は貯蔵の高さが一・五メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が百平方メートル以下のもの
 - ロ 集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことができない場所で行われるもの
- ハ 集積又は貯蔵の期間が九十日を超えないもの

- 八 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為に係る部分の面積が五百平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートルを超える法面^{のり}又は擁壁を生じないもの
 - 九 土地の区画形質の変更で、次に掲げるもの
 - イ 当該変更に係る部分の面積が五百平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートルを超える法面^{のり}又は擁壁を生じないもの
 - ロ 農業又は林業を営むために行われるもの（宅地又は農地の開発のためのものを除く。）
 - 十 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として緊急に行う必要がある行為
- （応急措置として行った特定行為の報告）
- 第十三条 条例第十二条第二項の規定による報告は、様式第二号による報告書を提出してしなければならない。
- （特定行為についての指導）
- 第十四条 条例第十三条第一項の規定による指導（以下「特定行為についての指導」という。）は、その趣旨及び講ずべき措置の内容を明示した文書により行うものとする。
- 2 知事は、特定行為の届出を受けた場合において、特定行為についての指導を行う必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から起算して五十日以内にこれを行うものとする。
- 3 知事は、特定行為の届出を受けた場合において、特定行為についての指導を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対し、前項の期間内にその旨を文書により通知するものとする。
- 4 知事は、やむを得ない理由により第二項の期間内に特定行為について

の指導を行うことができないときは、その理由が存する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、知事は、当該届出をした者に対し、同項の期間内にその旨及びその理由を文書により通知するものとする。

(特定行為についての勧告)

第十五条 条例第十三条第二項の規定による勧告は、その趣旨及び講ずべき措置の内容を明示した文書により行うものとする。

(特定行為に係る聴聞)

第十六条 知事は、条例第十三条第三項の規定により聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日の一週間前までに、聴聞の日時、場所その他必要な事項を聴聞を受ける者(以下「被聴聞者」という。)に通知するものとする。

第十七条 被聴聞者は、あらかじめ知事に届け出て、聴聞に代理人を出席させることができる。

2 被聴聞者又はその代理人は、あらかじめ知事の許可を受けて、聴聞に補佐人を出席させることができる。

3 被聴聞者は、あらかじめ知事に届け出て、聴聞に証人又は参考人を出席させることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、証人又は参考人の数を制限することができる。

第十八条 聴聞は、職員のうちから知事があらかじめ指名した者が議長となつて主宰する。

2 聴聞は、口述審問により、非公開で行う。

3 聴聞においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。

4 議長は、聴聞の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。

第十九条 議長は、聴聞の終了後速やかに、聴聞の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印しなければならない。

2 議長は、聴聞の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて知事に報告しなければならない。

(特定行為に係る公表)

第二十条 条例第十三条第四項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

二 勧告に係る特定行為の場所及び内容

三 勧告した措置の内容

(大規模行為の届出)

第二十一条 条例第十五条第一項の規定による届出及び同条第二項において準用する条例第十一条第三項の規定による届出については、第九条の規定を準用する。

(大規模行為に係る適用除外行為)

第二十二条 条例第十六条第一項第一号の規則で定める行為は、第十条各号に掲げるものとする。

第二十三条 条例第十六条第一項第四号の規則で行める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下のもの

二 設置期間が九十日を超えない仮設の建築物等の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

三 建築物等の改築で、外観の変更を伴わないもの

四 建築物等の外観の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が十平方メートル以下のもの

五 屋外における物品の集積又は貯蔵で、次に掲げるもの

イ 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの

ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五条第五項第六号に掲げる荷さばき地又は同項第八号に掲げる野積場若しくは貯木場において行われるもの

ハ 都市計画法第八条第一項一号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの

ニ 集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことができない場所で行われるもの

ホ 集積又は貯蔵の期間が九十日を超えないもの

六 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として緊急に行う必要のある行為

（応急措置として行った大規模行為の報告）

第二十四条 条例第十六条第二項の規定による報告については、第十三条の規定を準用する。

（大規模行為についての指導）

第二十五条 条例第十七条第一項の規定による指導については、第十四条

の規定を準用する。

（大規模行為についての催告）

第二十六条 条例第十七条第二項において準用する条例第十三条第二項の規定による催告については、第十五条の規定を準用する。

（大規模行為に係る聴聞）

第二十七条 条例第十七条第二項において準用する条例第十三条第三項の規定による聴聞については、第十六条から第十九条までの規定を準用する。

（大規模行為に係る公表）

第二十八条 条例第十七条第二項において準用する条例第十三条第四項の規定による公表については、第二十条の規定を準用する。

（既存の建築物等の所有者に対する要請）

第二十九条 条例第二十六条第一項の規定による要請は、その趣旨及び内容を明示した文書により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第三十条 条例の規定により知事に提出する届出書又は報告書については、正本一部及び写し二部を、当該届出又は報告に係る特定行為又は大規模行為の場所を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第9条、第21条関係)

行為の種類		図 書		
種類	記載事項	備考		
建築物等の新付近見取図 築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置図	(1) 方位 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 届出に係る建築物等と既存の建築物等の位置関係 (4) 隣接する道路の位置及び幅員 (5) 植栽する樹木等の位置、種類、高さ及び本数 (6) 外構施設の位置、材料及び面積 (7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	縮尺は、200分の1程度とする。	
		立面図	(1) 縮尺は、100分の1程度とすること。	
			(3) 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	(2) 色彩は、色見本等により具体的に示すこと。
	現況写真			行為の場所及びその付近の状況が分かるカラー写真とすること。
	木竹の伐採	付近見取図	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置	縮尺は、50,000分の1程度とすること。
		伐採計画図	(1) 方位 (2) 行為の区域 (3) 付近の土地利用の現況及び地形 (4) 伐採する木竹の種類、高さ、本数及び面積 (5) 隣接する道路の位置及び幅員 (6) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	縮尺は、5,000分の1程度とすること。
		土地利用計画図	(1) 方位 (2) 行為後に設置する施設等の	縮尺は、1,000分の1程度とすること。

屋外における付近見取図 物品の集積又は貯蔵	現況写真	位置、種類及び規模 (3) 行為後における植栽等の位置、種類及び規模	と。
		行為の場所及びその付近の状況が分かるカラー写真とすること。	
配置図		(1) 方位 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 (4) 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (5) 隣接する道路の位置及び幅員 (6) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	縮尺は、2,500分の1程度とすること。
		縮尺は、200分の1程度とすること。	

鉱物の掘探者付近見取図 しくは土石の採取又は土地の区画形質の変更	現況写真	行為の場所及びその付近の状況が分かるカラー写真とすること。	縮尺は、50,000分の1程度とすること。
		(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置	縮尺は、2,500分の1程度とすること。
現況図	土地利用計画図	(1) 方位 (2) 行為の区域 (3) 付近の土地利用の現況及び地形 (4) 隣接する道路の位置及び幅員 (5) 断面図に係る断面の位置及び方向 (6) 現況写真の撮影位置及び撮影方向	縮尺は、1,000分の1程度とすること。
		(1) 方位 (2) 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 (3) 行為後における植栽等の位置、種類及び規模	縮尺は、1,000分の1程度とすること。

	(4) 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
断面図		(1) 縮尺は、1.00分の1程度とすること。 (2) 行為の前後における行為の場所の縦断面図及び横断面図とすること。
現況写真		行為の場所及びその付近の状況が分かるカラー写真とすること。

様式第1号 (第9条、第21条関係)

景観形成地域内特定行為 大規模行為 (変更) 届出書

*受付番号		届 出 者	住 所			
*受付年月日			氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ®			
年 月 日					電 話 () -	
職 氏 名 殿						
鳥取県景観形成条例 <input type="checkbox"/> 第11条第1項 (<input type="checkbox"/> 第3項) <input type="checkbox"/> 第15条第1項 (<input type="checkbox"/> 第2項) } の規定により、次のとおり届け出ます。						
景観形成地域の名称		*他法令による地区指定等の状況				
行為の場所						
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更				
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類及び用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更				
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取	<input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更		
行 為	建 築 物	区 分	届 出 部 分	既 存 部 分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
	最高の高さ	m	m			
	仕 上 げ 材 料	屋 根				
		外 壁				
		色 彩	屋 根			
			外 壁			
構 造						

の 内 容	工作物	種 類	高さ及び築造面積	構 造	色 彩	
			高さ <i>m</i> 面積 <i>m²</i>			
			高さ <i>m</i> 面積 <i>m²</i>			
			高さ <i>m</i> 面積 <i>m²</i>			
	木竹の 伐 採	目 的	伐採種別	樹 種	平均樹齢	
		平均樹高	伐採本数	伐採面積		
		<i>m</i>	本	<i>m²</i>		
	屋外における 物品の集積又は貯蔵	物品の種類		高さ及び面積		
				高さ	<i>m</i>	
				面積	<i>m²</i>	
	鉱物の掘採 又は土石の 採取	種 類	面 積	のり 法面又は擁壁の高さ及び長さ		
			<i>m²</i>	高さ	<i>m</i>	
				長さ	<i>m</i>	
土地の区画 形質の変更	目 的	面 積	のり 法面又は擁壁の高さ及び長さ			
		<i>m²</i>	高さ	<i>m</i>		
			長さ	<i>m</i>		
景観形成のために 特に配慮した事項						
届出内容の 照 会 先	住 所				電 ()	
	氏名(法人にあっては、 名称及び担当者の氏名)				話	
そ の 他 の 参 考 事 項						
※指導、勧告等	県受理年月日	審査済み通知年月日	指 導 年 月 日	勧告・公表年月日		
				勧告		
				公表		

備 考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 □については、該当するものに✓と記入してください。
- 3 「景観形成地域の名称」の欄は、景観形成地域内特定行為に係る届出の場合に記入してください。
- 4 建築物又は工作物の移転の場合は、「行為の場所」の欄には、移転後の場所を記入し、その後に移転前の場所を括弧書きで記入してください。
- 5 「行為の種類」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 6 「建築物」の欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 7 「建築物」の「仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 8 「建築物」の「構造」の欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 9 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物」の欄には、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 10 「工作物」の欄の「高さ」には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 11 「木竹の伐採」の欄の「伐採種別」には、皆伐、択伐の別を記入してください。
- 12 「鉱物の掘採又は土石の採取」の欄の「種類」には、掘採又は採取する主たる鉱物、岩石等の種類を記入してください。

- 13 「届出内容の照会先」の欄は、設計者、施行者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入してください。
- 14 この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可等を要する場合は、「その他の参考事項」の欄には、その旨を記入してください。
- 15 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には、変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内に朱書きで記入してください。

様式第2号 (第13条、第24条関係)
災 害 応 急 措 置 報 告 書

職 氏 名 殿
鳥取県景観形成条例第12条第2項 (第16条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日 届出者 郵便番号 □□□-□□

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

行 為 の 場 所	
行 為 の 完 了 (予 定) 日	
行 為 の 種 類	
行 為 の 内 容	
行 為 の 規 定 機 法 及 び 規 方 法	

告 示

鳥取県告示第六百一十一号
鳥取県景観形成条例 (平成五年三月鳥取県条例第三号) 第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県大規模行為景観形成基準を定めるので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 田 原 昭 次

鳥取県大規模行為景観形成基準

- 1 基本理念
 - ア 大規模行為は、地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図るよう行われなければならない。
 - イ 大規模行為は、この基準によるほか、市町村が鳥取県景観形成条例の趣旨に沿って景観形成に関する基準、計画等を定めている場合には、これらの内容を尊重して行われなければならない。
- 2 共通事項
 - (1) 位置
 - ア 景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望をできる限り妨げないよう配慮した位置とすること。

イ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。

ウ 尾根の近くにあつては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。

エ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。

(2) 規模

周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

(3) その他
行為の期間中は、敷地周辺の緑化や工事用の塀等による修景に工夫するとともに、周辺からの遮へいに配慮すること。

3 大規模建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に関する事項

(1) 外観

① 意匠及び形態

ア 建築物等は、周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。

イ 複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること。

ウ 壁面設備、屋上設備等は、できる限り露出させないようにするとともに、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠及び形態とすること。

エ 建築物等に設置する広告塔及び広告板は、大きさ及び設置数を必要最小限にとどめるとともに、建築物等本体及び周辺の景観と

の調和に配慮した意匠及び形態とすること。

② 色彩

ア できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

イ 壁面設備、屋上設備等の色彩は、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮したものとすること。

③ 素材

ア 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。

イ 地域の特徴を醸し出す優れた素材の活用に配慮すること。

ウ 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

(2) 敷地の緑化

ア 敷地はできる限り多くの部分を緑化すること。

イ 植栽については、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。

ウ 建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

4 屋外における物品の集積又は貯蔵に関する事項

(1) 方法

物品を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように行うこと。

(2) 遮へい

主要な展望地及び道路等から集積又は貯蔵されている物品ができる限り見えないよう遮へいし、その際には、植栽等により周辺の景観と

かに行うこと。

調和するよう工夫すること。
5 鉱物の掘採又は土石の採取に関する事項

(1) 方法

主要な展望地及び道路等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

(2) 遮へい

掘採又は採取の場所の周辺の植栽等により、道路等からその場所ができる限り見えないよう配慮すること。

(3) 事後措置

ア 長大な法面^{のり}又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、できる限り次のようにすること。
・法面^{のり}は、緑化可能な勾配とすること。

・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

イ 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等による修景に努めること。

6 土地の区画形質の変更に関する事項

(1) 変更後の形状

ア 長大な法面^{のり}又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、できる限り次のようにすること。

・法面^{のり}は、緑化可能な勾配とすること。

・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

イ 土地の不整形な分割又は細分化はできる限り避けること。

(2) 緑化

できる限り多くの土地について、周辺の景観と調和した緑化を速や